

## 頼れる使用者側弁護士20人

### 3-3 弁護士リスト

弁護士名	所属事務所
浅井 隆	第一芙蓉法律事務所(東京)
安西 勲	安西法律事務所(東京)
石井妙子	高橋三兄弟法律事務所(群馬)
石崎信彦	石崎・山中総合法律事務所(東京)
岩本充史	安西法律事務所(東京)
岡芦健夫	高井・岡芦法律事務所(東京)
加茂善仁	加茂法津事務所(東京)
河本 航	番町総合法律事務所(東京)
木下潤音	第一芙蓉法律事務所(東京)
茅根照和	茅根・春原法律事務所(東京)
寺前 隆	牛嶋・寺前・和田法律事務所(東京)
外井浩志	外井法律事務所(東京)
中川克己	竹林・畠・中川・福島法律事務所(大阪)
中町 誠	中町誠法律事務所(東京)
中山道夫	中山・男澤法律事務所(東京)
別城信太郎	鶴谷・別城・山浦法律事務所(大阪)
益田哲生	中之島中央法律事務所(大阪)
峰 隆之	第一協同法律事務所(東京)
向井 蘭	狩野・岡・向井法律事務所(東京)
八代徹也	駒野・八代・堀口法律事務所(東京)

\*欄不同。取材を基に本誌編集部作成

この点は、多くの企業に衝撃を与えた東芝うつ事件（詳細は49頁参照）の教訓でもある。社労士の佐藤広一氏は入社時から健康に関する申告書を出してもらい、企業側が情報を積極的に取ることに努めている姿勢を見せるよう促している。

## 労使環境が変化 労務トラブルが今後増える必然

「労務トラブルは今後さらに増えていく」と語るのは、大企業のクライアントを多数抱える浅井隆弁護士だ。労基署への申告者が増えているのは労働者の権利意識の高まりが

古い法令に縛られたまま監督行政への対症療法に腐心することが果たして、企業、労働者の双方の今後を守っていくことになるのか。そこに葛藤しているのは、監督官も同じだろう。

古い法令に縛られたまま監督行政への対症療法に腐心することが果たして、企業、労働者の双方の今後を守っていくことになるのか。そこに葛藤しているのは、監督官も同じだろう。

「働き方を再考して人事組織や評価システムを抜本的に変えることを考える局面にある」と指摘する浅井弁護士。代表的企業で模範となる解を見いだしたところは、「まだ見当たらない」。

古い法令に縛られたまま監督行政への対症療法に腐心することが果たして、企業、労働者の双方の今後を守っていくことになるのか。そこに葛藤しているのは、監督官も同じだろう。

「名ばかり監理職」を世に知らしめた日本マクドナルド店長訴訟の原告高野店志さんは、今も群馬県内の店舗で店長を務めている。2008年に東京地方裁判所で「監理監督者ではない」と原告側が勝訴、翌09年3月に会社側と和解が成立した。

実は、高野さんがマクドナルドを訴えるきっかけになったのは、労働基準監督署による申告者だった。店長が監理監督者として認められるかどうか思わないという判断だった。訴えるきっかけになったのは、労働基準監督署による申告者だった。

かとうか思わないという判断だった。店長が監理監督者として認められるがどうか思わないという判断だった。現在、高野さんをはじめ、直営店店長の残業は月10~20時間に抑えられている。30時間を超えると、本社から呼び出しが掛かるという。

管理監督者の定義も厳格化した。店長やその上司であるオペレーショングループコンサルクント(OC)は管理監督者ではなく、かつての役員クラスに相当する店長クラス以上から管理者であると整理している。管理制度ではないOCは、長時間労働ができるないよう、本社に出退勤を監視されている。「実質的に働いていてもパソコン電源のオン・オフすらままならない」(関係者)といふ。



管理監督者ではない店長、OCが過労労働とならぬようマクドナルド本社は、目を光らせていている

るがないくらいだ」(キヤノン幹部)。06年夏に社員賃貸を疑われた寺内では、その後、賃貸社員を直営雇用で雇い入れ、グレード企業からホワイト企業へと生まれ変わった。一般社員が監理監督にならないよう、「士官に取引先の懇親に出席するなど、監理職でなくともできる仕事も、一般社員には任せられない」(同)。

事下に職を正さずと言ってしまえばそれまでだが、直営過ぎる経営判断は、時にオペレーションの混乱を生み、労働者アレルギーが企業の活力を削ぐことにもなりかねない。

## マック、キヤノンのトラウマ

### Column

「名ばかり監理職」を世に知らしめた日本マクドナルド店長訴訟の原告高野店志さんは、今も群馬県内の店舗で店長を務めている。2008年に東京地方裁判所で「監理監督者ではない」と原告側が勝訴、翌09年3月に会社側と和解が成立した。

実は、高野さんがマクドナルドを訴えるきっかけになったのは、労働基準監督署による申告者だった。店長が監理監督者として認められるかどうか思わないという判断だった。現在、高野さんをはじめ、直営店店長の残業は月10~20時間に抑えられている。30時間を超えると、本社から呼び出しが掛かるという。

管理監督者の定義も厳格化した。店長やその上司であるオペレーショングループコンサルクント(OC)は管理監督者ではなく、かつての役員クラスに相当する店長クラス以上から管理者であると整理している。管理制度ではないOCは、長時間労働ができるないよう、本社に出退勤を監視されている。「実質的に働いていてもパソコン電源のオン・オフすらままならない」(関係者)といふ。